

新型コロナウイルス対策蔓延防止事業

健康福祉課
令和3年8月20日

◎ 高齢者施設等クラスター対策

1 感染管理認定看護師による実地指導等

介護保険施設等に従事する職員が感染症発生時の備えを理解し、標準感染予防策を実施できるよう、感染管理認定看護師（ICN）を講師として招へいし、感染対策について助言・指導・ラウンド等を行う。

- 対象 町内の介護保険施設等
- 期間 令和3年9月～12月

2 検査費用助成

町内の高齢者入所施設が新型コロナウイルス感染症の施設内クラスター防止のため、新規入所者に行うPCR検査等に要する費用を助成する。

- 対象 町内の高齢者入所施設等
 - * 特別養護老人ホーム
 - * 介護老人保健施
 - * 認知症対応型共同生活介護
 - * 有料老人ホーム
- 対象費用 PCR検査、抗原定量検査等に要した経費の1/2
- 期間 令和3年9月～12月

3 クラスター発生時の高齢者入所施設等従事者向け宿泊場所の確保

高齢者入所施設、病院等の従事者がクラスター発生時に家族・同居者への感染リスクへの不安から帰宅が困難な場合に、空き町有施設を活用し、緊急的な宿泊場所を確保する。

- 対象者 町内の高齢者入所施設及び公立芽室病院の従事者
- 利用（想定）施設
 - * 公立芽室病院旧看護師宿舎
 - * 雇用促進住宅
 - * ふるさと交流センター（2階実習生用宿泊室）
 - * 保健福祉センター（2階静養室）
 - いずれも施設利用・管理に支障がない場合に限る
- 期間 令和3年9月～